

蟹江町新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金 のよくある質問（Q&A）について

1. 事業概要関係

問	回答
(1) この補助金の目的は何ですか？	町内の事業所が行う、新型コロナウイルス感染症の対策強化に要する経費を補助することにより、中小企業者の経営基盤の強化を促進し、当町の産業振興を図ることが目的です。
(2) どのような事業所が対象ですか？	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者で、下記のいずれも該当する方です。 ・町内に事業所がある方。 ・令和4年4月24日以前から町内で営業しており、申請日以降も継続する意思がある方。
(3) 町内に複数の事業所を経営しているが、事業所ごとに申請できますか？	申請できます。1事業所の補助限度額が30万円となります。
(4) 補助金は交付上限金額に達するまで、何度でも申請できますか？	申請は1回限りとされています。一括して申請してください。また、令和3年度に本補助金の交付を既に受けた事業所については、申請はできません。
(5) どのような経費が補助金の対象ですか？	令和3年8月21日(蟹江町がまん延防止等重点措置区域対象となった日)から令和4年8月1日までに購入し、事業所に設置する感染症対策を目的とする備品の購入が対象です。 ※施工費・送料も補助対象です。ただし、導入する設備の本体価格が上限となります。(類似設問: 5 補助対象費(2))
(6) この補助金の上限額はありますか？	補助対象経費(国、地方公共団体その他公共的団体から別に補助対象経費に係る助成措置等を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置等として受けた額を控除した額)の10分の9以内の額となります。また1事業所につき上限額は30万円です。

2. 申請書(様式)関係

	問	回答
(1)	申請書兼実績報告書【様式第1号】、誓約書【様式第2号】の住所欄は居住地を記入するのか、店舗の所在地を記入するのか？	法人の方は本社の所在地を、個人事業所の方は居住地を記入してください。店舗の所在地やその他情報は、申請書の「2 補助事業を実施する店舗」欄に記載するところがありますので、そちらにご記入してください。
(2)	提出する書類に押印は必要ですか？	押印は必要ありません。
(3)	従業員数は事業者単位ですか？それとも店舗・施設単位ですか？	事業者単位です。
(4)	申請書兼実績報告書【様式第1号】の「2 補助事業を実施する店舗」欄の着手年月日、完了年月日は何を記入したらいいですか？	着手年月日は最初の備品の購入日、完了年月日は最後の備品購入日を記入してください。(購入日が1日の場合は、両欄とも同日を記入してください。)
(5)	申請書兼実績報告書【様式第1号】の補助対象経費の金額欄は税込みか税抜きかどちらを書けばいいですか？	税抜き金額を記入してください。
(6)	交付請求書【様式第5号】申請書の振込先の口座名義は屋号のみでもいいか？	振込時に不具合が起きないよう、口座情報(口座名義人)と必ず一致するように記載してください。
(7)	当座預金が確認できる添付資料は何が必要ですか？	金融機関から送られてくる当座勘定照合表や残高証明書、口座証明書など口座内容(金融機関名、支店名、口座番号、名義人)が分かるものをお願いします。
(8)	申請書類はどこで入手できますか？	当町のホームページでダウンロードできます。紙での受取は蟹江町役場ふるさと振興課へお越しください。

3. 申請関係

	問	回答
(1)	申請期間はいつからいつまでですか？	令和4年4月25日(月)から令和4年8月1日(月)まで(※当日消印有効)となりますので、必要書類を郵送で以下までお送りください。 <u>※予算に限りがあるため先着順となります。お早めにご申請ください。</u> 【申請先】 〒497-8601 蟹江町学戸三丁目1番地 ふるさと振興課 補助金係

(2)	申請は窓口に行かないといけませんか？	原則郵送での提出をお願いしています。
-----	--------------------	--------------------

4. 交付対象者

問	回答
(1) 会社以外の法人も対象になりますか？	本補助金は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者が対象です。 医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人は対象となりません。
(2) 愛知県から要請に応じて時短営業をして協力金をもらっていますが、今回の補助金は申請できますか？	申請できます。また、愛知県中小企業者等応援金、国の一時支援金や月次支援金の給付を受けている場合でも、補助対象物が異なるため、今回の補助金を申請することが可能です。
(3) 本店(本社)所在地は蟹江町外ですが、取組を実施する事業所が町内にある場合は対象になりますか？	取組を実施する事業所が蟹江町内にあれば補助対象者となります。
(4) 令和3年度の同補助金の交付を受けた場合は、今回も申請することはできますか。	申請できません。申請は1店舗等につき1回までとなります。

5. 補助対象経費

問	回答
(1) どのような備品が補助の対象になりますか？	新型コロナウイルス感染症の対策として、事業所に設置するための備品とそれに係る施工費が対象です。詳細は町ホームページに掲載の「補助対象経費一覧」をご確認ください。判断に迷う場合は、事務局までお問い合わせください。※消耗品、ランニングコストは除きます。
(2) 施工費に上限はありますか？	導入する備品の本体価格が上限となります。 例) 備品本体が15万円の非接触型トイレを導入し、施工費が40万円の場合、補助対象経費となる施工費は15万円です。したがって、補助対象経費の合計は30万円で、補助額は27万円となります。

(3)	既に購入した経費についても申請できますか？	令和3年8月21日から令和4年8月1日までに購入し、期間内に納品され、事業所内に設置したものが対象となります。
(4)	マスクや消毒液は対象となりますか？	マスク、消毒液、フェイスシールド、除菌用ウェットティッシュなどの消耗品は対象外です。
(5)	タブレット端末は対象になりますか？	汎用性があるため対象外です。ただし、非接触決済のためのセルフレジやキャッシュレスのための機器であれば、対象となります。その場合、キャッシュレス決済事業者との契約書やメールでの申込完了画面など客観的に導入していることが分かる書類が必要です。また、タブレット端末のレジでの使用風景及びキャッシュレス決済が分かる画面を表示した状態をアップで写した写真も添付してください。
(6)	空気清浄機能付きエアコンであることを証明するには何が必要ですか？	設置したエアコン本体が分かる型番の写真と、機能の説明が記載されている取扱説明書やカタログなどの資料を提出してください。
(7)	既存のエアコンを空気清浄機能付きエアコンに改修した際、当該エアコンの撤去・廃棄費用は対象経費になりますか？	撤去・廃棄費用も対象となります。
(8)	自らが経営する会社で製造したものを購入し申請することはできますか？	自己取引のため対象外です。
(9)	これまで使用していた備品を故障で買い替える場合も対象ですか？	故障の買い替えで新たに購入する場合も対象です。
(10)	使用していた備品の修理代は対象ですか？	修理代は対象となりません。
(11)	中古品を購入した場合は対象ですか？	対象となります。
(12)	備品をリースで設置する場合のリース料・レンタル料は対象ですか？	リース・レンタル料は対象となりません。
(13)	抗菌・抗ウイルスコーティングは対象ですか？	以下の必要書類を提出していただければ対象となります。 ①効果が確認できる書類 ②施工中の写真

6. 支払い関係

	問	回答
(1)	口座振込やインターネットショッピングでクレジットカード払いをした際に領収書が発行されない場合はどうしたらいいですか？	基本的には支払いが完了したことが分かるものとして領収書をお願いしていますが、口座振込等により、領収書がない場合は、購入した物の内訳、購入日、支払い金額、購入先の分かる注文履歴や請求書等と引き落としが分かる通帳の写しの提出をお願いします。なおクレジットカード払いの場合はカードの利用明細も必要となります。
(2)	支払ったことが分かる書類はレシートでも代用できますか？	宛名、領収者、品名、金額、支払日の記載がある領収書であれば対象となります。宛名の記入がないレシートは対象となりません。
(3)	家族や従業員が立て替え払いした場合はどうなりますか？	原則として、領収書の宛名と申請者が一致する必要がありますが、帳簿など追加の書類を提出してもらうことにより、対象となる場合がありますので、ご相談ください。
(4)	PayPay(ペイペイ)などの電子決済で支払った場合は対象になりますか？	領収書があれば対象となります。ポイント部分は対象外です。領収書でポイント払いか現金払いか不明な場合はレシートなどの明細書と現金出納帳などの帳簿を提出していただき、事業者として支払った経費を確認できれば対象となります。
(5)	ポイント等(割引き含む)を利用して購入したものは対象になりますか？	商品券やクーポン、ポイント等を備品等の購入代金に充てた場合、補助対象経費の対象とはなりません。ただし、代金を割引きまたは一部のポイント値引きされている場合などには、対象となる物品の購入費から割引額またはポイント分を差し引いた金額が補助対象経費となります。
(6)	分割払いでの購入しましたが対象となりますか？	令和4年8月1日までに支払いが完了していれば対象となります。全額支払ったことが分かる書類を添付してください。

(7)	領収書等は原本が必要ですか？	原本は手元に残していただき、写しを提出してください。
(8)	領収書、レシート等を紛失してしまいましたが、申請できますか？	購入日及び支払日が確認できない場合は対象となりません。領収書等の再発行などにより提出をお願いします。

7. その他

	問	回答
(1)	申請してから補助金の交付までにどれくらい時間がかかりますか？	申請してから補助金の交付までに1ヶ月ほどを予定していますが、内容の審査に時間を要する場合があることをご承知ください。
(2)	国や県からの同様の補助金との併用は可能ですか？	同一の対象経費に対して、国や県などの補助金を受けた場合は購入金額から国や県などの補助額を差し引いた額が補助対象経費となります。
(3)	国の中規模事業者持続化補助金の申請をしていますが、町へも申請できますか？	国の中規模事業者持続化補助金をはじめ、その他の補助金で重複していない備品であれば申請可能ですが、重複しているものがある場合はそれを除いた上で申請していただきますようお願いします。また、先に本補助金の交付を受けた際には、国や県などの補助金申請や実績報告時に調整してください。
(4)	販売メーカーの生産が追いついていない等で、申請期間までに対象経費となる物品の納品が間に合わない場合は、どうしたらいいですか？	令和3年8月21日から令和4年8月1日までに購入し、納品され、店内に設置してあるものに限りますので、ご理解ください。
(5)	納付すべき町税とは何ですか？	町民法人税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税です。
(6)	事業所概要が分かるものとは何を提出したらいいですか？	事業所のチラシや、ホームページを印刷したもの。あるいは、事業所玄関や看板の写真等、いずれか一つ提出をお願いします。
(7)	振込先口座はネットバンキングでもいいですか？	構いません。金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、名義人が分かるもの写しを提出してください。

(8)	郵送申請するための提出用封筒ももらえるのか？	封筒や郵送料は申請者にてご負担願います。
(9)	複数事業所(店舗)分を1つの申請書にまとめて申請できますか？	事業所(店舗)ごとに申請書を分けて提出をお願いします。
(10)	審査結果は知らせてくれるのか？	通知書を郵送します。
(11)	国の補助金との関係で申請を取り下げたい、または既に交付してもらった今回の補助金を返還したいがどうしたらいいですか？	本補助金の交付決定日から30日以内は取下げできますが、それ以降は取下げ、返還に応じることができませんのでご注意ください。



注意

**※本補助金は、予算に限りがあるため、
購入内容含め・申請前に必ずご連絡を
ください。**

**※昨年(令和3年)本補助金を受けられた
方(事業所)は、申請できません。**